

さ情審査答申第266号  
令和6年5月28日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

令和5年4月4日付けで貴職から受けた、「平成30年11月頃に岩槻区役所に提出された平成31年度施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書に添付された診断書（以下「本件対象個人情報」という。）」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和4年11月17日付け岩健支第2555号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「個人情報保護条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象個人情報を開示するよう求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書、口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

(1) 以下の通り、実施機関は条例の適用を誤っている。

ア 第三者による個人情報開示請求について、処分庁はさいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第22条（情報提供）に基づいて対応することが定められている。この件について、令和4年10月27日付「お詫びと今後の事務手続について」と題する書面が作成された際、法務コンプライアンス課職員、行政透明推進課職員から審査請求人に直接説明がなされた。

イ 憲法94条により、自治体の条例制定権は「法律の範囲内」でしか認

められず、自治法14条1項により「法令に違反しない限りにおいて」しか認められない。条例は、個人情報保護法27条1項が定める除外事由に該当する場合の個人情報の第三者提供を妨げない。そもそも、個人情報保護条例12条は個人情報の自己開示の手続を規定したものであり、同条は個人情報保護法27条1項の除外事由に該当する場合の第三者開示請求を妨げない。

実施機関が個人情報保護条例12条を理由に、個人情報保護法27条1項の除外事由に該当する場合の第三者開示請求手続がないと判断したことには条例適用の誤りがあり、個人情報保護法27条に違反する。

ウ 実施機関が、個人情報保護法27条1項が定める除外事由「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」「児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」等に照らした判断を示さないことは判断の遺脱である。

(2) 処分庁は、第三者による個人情報開示請求は、個人情報保護条例に基づく制度であると主張している。

しかし法務コンプライアンス課職員、行政透明推進課職員によれば、個人情報保護条例は自己開示請求に対する制度であり、実際、第三者による個人情報開示請求に対しては、情報公開条例第22条（情報提供）による運用が行われているから誤りである。

また上記理由により、個人情報保護条例には、第三者による個人情報開示請求に係る規定が設置されていない。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

#### 1 本件処分内容及び理由

審査請求人より本件対象個人情報について、個人情報開示請求書が浦和区役所くらし応援室に提出され、令和4年11月9日付けで受付し、令和4年11月10日に岩槻区役所支援課で收受した。

また、個人情報開示請求書の請求者名や個人情報開示請求をするにあたり提出された運転免許証から、開示請求に係る個人情報の名称又は内容は第三者の情報であると判断し、個人情報保護条例第12条に規定する開示請求者の自己に関する個人情報の開示請求に当たらないことを理由として不開示決定を行った。

#### 2 処分庁の意見

- (1) 審査請求人は、第三者による個人情報開示請求について、情報公開条例第22条(情報提供)に基づいて対応することが定められていると主張するが、個人情報開示請求は、個人情報保護条例に基づく制度である。
- (2) 審査請求人は、実施機関が個人情報保護条例第12条を理由に、個人情報保護法第27条1項の除外事由に該当する場合の第三者開示請求手続きがないと判断したことには条例適用の誤りがあり、個人情報保護法第27条に違反すると主張しているが、個人情報保護法第16条第2項の規定では「個人情報取扱事業者」に地方公共団体は含まれておらず、個人情報保護法第27条は個人情報取扱事業者が取扱う個人データの第三者提供の制限について規定したものである。

次に、個人情報開示請求における個人情報の開示を請求できる者であるかどうかの判断は、個人情報保護条例第12条に基づいて行うものである。

よって、個人情報保護法第27条に違反しているとの指摘はあたらず、かつ個人情報保護条例第12条を理由に不開示の決定をしたことに誤りはない。
- (3) 実施機関が、個人情報保護法第27条1項が定める除外事由に照らした判断を示さないことは判断の遺脱であると主張しているが、前述のとおり個人情報保護法第27条の規定は個人情報取扱事業者を対象としたものであり、地方公共団体を対象とした規定ではない。よって、処分庁が個人情報保護法第27条1項に定める除外事由に照らした判断を示す理由はなく、判断の遺脱があるとの指摘はあたらぬ。
- (4) 以上述べた通り、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象個人情報とは、審査請求人が令和4年8月18日付けで開示請求を行った「平成30年11月頃に岩槻区役所に提出された平成31年度施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書に添付された診断書」である。

実施機関は、本開示請求は個人情報保護条例第12条に規定する開示請求者の自己に関する開示請求に当たらないとして不開示決定を行った。

審査請求人は本件処分を取り消し、本件対象個人情報を開示するよう求めるとして審査請求を行ったものである。

##### 2 本件処分の当否について

- (1) 前提として、審査請求人と本件対象個人情報の主体は同一人でなく、本

件対象個人情報が個人情報保護条例第12条第1項の定める自己に関する個人情報に該当しないことは明らかである。

(2) 次に、審査請求人の主張について検討する。

審査請求人の主張は、要するに、審査請求人による本件対象個人情報の開示請求には個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第27条第1項が適用され、当該定めによって第三者による開示請求として認められるべきとするものである。

しかしながら、法第27条第1項は、個人情報取扱事業者による第三者に対する個人データの提供の可否について定めたものであるところ、ここにいう個人情報取扱事業者に地方公共団体は含まれない（法第16条第2項第2号）。

そのため、法第27条第1項は地方公共団体であるさいたま市に対して適用されず、本件対象個人情報の開示請求にも適用されない。

(3) よって、実施機関が、本件対象個人情報の開示請求は個人情報保護条例第12条第1項に規定する開示請求者の自己に関する個人情報の開示請求に当たらないとして不開示とした本件処分は妥当である。

3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 5年 4月 7日	諮問の受理（諮問第584号）
②	令和 5年11月16日	審議
③	令和 6年 5月16日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	中 澤 和 美	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士
委 員	龍 由 紀 子	弁護士

(五十音順)